

平成29年5月24日

各就労継続支援A型事業所運営法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長
(公 印 省 略)

就労継続支援A型に係る指定基準等の改正に関する取扱いについて (通知)

就労継続支援A型の指定基準等の改正については、平成29年5月24日付第201700046974号で通知したところですが、このことについて下記のとおり取り扱いますので、適正に運営していただきますようお願いします。

なお、下記3(1)及び4(2)について、各期限までに下記5に記載の各事業所が所在する圏域を所管する当県東部福祉保健事務所又は中・西部総合事務所福祉保健局(以下「各福祉保健局等」という。)に提出してください。

記

1 追加された指定基準

鳥取県障がい福祉サービス条例(以下「条例」という。)及び鳥取県障がい福祉サービス条例施行規則(以下「条例施行規則」という。)の一部改正(平成29年4月1日施行)により新たに追加になった指定基準については次のとおり。

(1) 条例施行規則別表第8「サービスの提供」の項の左欄第16号

「就労継続支援A型を行う事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。」

(2) 条例施行規則別表第8「サービスの提供」の項の左欄第32号

「就労継続支援A型を行う事業者は、生産活動による収入から必要経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること。」

(3) 条例施行規則別表第8「サービスの提供」の項の右欄第13号

「就労継続支援A型を行う事業者は、利用者への賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付を充てないこと。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」

(4) 条例別表第8「サービスの開始」の項の左欄第2号及び同表「サービスの提供」の項の左欄第4号

利用者に事前に説明が必要な重要事項及び運営規程に定める事項として、生産活動に係る「サービスの内容」「利用者の労働時間、賃金及び工賃」を追加

2 「就労継続支援A型計画書」(就労継続支援A型の個別支援計画)について

上記1(1)の趣旨を踏まえ、就労継続支援A型の個別支援計画については、次の内容を含む様式(別添1「就労継続支援A型計画書」)に統一することとする。(遅くとも平成29年7月1日以降に作成の個別支援計画から適用すること。)

- ①利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ②利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ③利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

なお、当該個別支援計画の内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく勧告、命令、指定取消等の対象となる。

3 「経営改善計画書」等について

上記1(2)及び(3)に係る取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 当該指定基準を満たしているかどうかの確認

ア 「生産活動収支/支払賃金総額確認票」等の提出

平成29年4月1日時点において指定を受けている事業所については、別添2「生産活動収支/支払賃金総額確認票」(直前の決算について、「就労支援の事業の会計処理の基準」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知/最終改正平成25年1月15日)に基づき作成している「就労支援事業別事業活動明細書」と支払賃金を比較するもの)及び決算書を各福祉保健局等に提出し、当該指定基準を満たしているかどうかの確認を受けること。なお、指定後、決算期をむかえていない事業所にあつては、事業開始から5月末日までの期間で作成し、当該期間の各種財務諸表を添付すること。

イ 提出期限 平成29年6月16日(金)

(2) 当該指定基準を満たしていない場合の対応

ア 「経営改善計画書」の提出について

(1)の結果、当該指定基準を満たしていない事業者は、別添3「経営改善計画書」を各福祉保健局等に提出すること。提出期限等は別途、各福祉保健局等から通知する。(提出期限等については、以下同様。)

当該計画期間は1年間とし、計画期間終了後、各福祉保健局等が経営改善状況を確認する。確認の結果、当該指定基準を満たしていない場合であつて、次のいずれかの場合には、更に1年間の経営改善計画書を各福祉保健局等に提出すること。

- ①生産活動に係る事業の収入額が増加している。
- ②生産活動に係る事業に必要な経費が減少している。

更に、こうした2年間の経営改善期間内に当該指定基準を満たさない場合であつて、次のいずれか(以下「経営改善計画延長基準」)を満たす場合には、更に1年間の経営改善計画書を各

福祉保健局等に提出すること。以降、当該指定基準を満たさない場合の取扱いは同様とする。
(経営改善計画延長基準)

- ①生産活動に係る事業の収入額が増加している。
- ②生産活動に係る事業に必要な経費が減少している。
- ③利用者の平均労働時間が長くなっている。
- ④利用者に支払う賃金総額が増えている。

なお、計画期間終了後、各福祉保健局等が確認した結果、収益改善の見込みがない又は経営改善計画延長基準に該当しないもしくは該当するが経営改善計画書の提出がない場合は、法に基づく勧告、命令、指定取消等の対象となる。

イ 経営改善計画書の事業所のホームページ公開について

作成した経営改善計画書は、事業所のホームページで公開するよう努めること。

4 運営規程について

上記1(4)に係る取扱いについては次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型の運営規程に明記する事項

「主な生産活動の内容」「生産活動に係る労働時間又は作業時間」「生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給」を明記すること。

(2) 運営規程の提出

必要事項を明記した運営規程を平成29年6月30日までに各福祉保健局等へ提出すること。
なお、運営規程の提出がない場合等は、法に基づく勧告、命令、指定取消等の対象となる。

5 書類の提出先及び問い合わせ先

提出先	所在地	電話/FAX番号
東部福祉保健事務所 福祉企画課 指導支援担当	〒680-0901 鳥取市江津730	0857-22-5164 0857-22-5669
中部総合事務所福祉保健局 地域福祉支援課 指導支援担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3120 0858-23-4803
西部総合事務所福祉保健局 福祉企画課 指導支援担当	〒683-0802 米子市東福1-1-45	0859-31-9314 0859-34-1392

(担当)

<指定基準に関すること>

障がい福祉サービス担当 柏木 電話 0857-26-7193

<就労支援事業会計に関すること>

就労支援担当 井戸垣 電話 0857-26-7889

(共通) ファクシミリ 0857-26-8136